

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.20

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 株式会社ウィズ・パートナーズ
代表取締役CEO 安東 俊夫

【住所又は本店所在地】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【報告義務発生日】 平成30年1月4日

【提出日】 平成30年1月12日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ナノキャリア株式会社
証券コード	4571
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
住所又は本店所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成15年5月1日
代表者氏名	安東 俊夫
代表者役職	代表取締役CEO
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	管理部 山口 隆志
電話番号	03-6430-6773

(2)【保有目的】

純投資及び経営支援

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)				2,514,376
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H	5,450,000
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	2,171,052
対象有価証券カバードワラント	C		J	
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	
対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	O	P	Q	10,135,428
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			10,135,428
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			7,621,052

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年1月4日現在)	V	43,207,384
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		19.94
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		21.21

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成29年12月5日	普通株式	120,008	0.24	市場内	処分	
平成29年12月6日	普通株式	22,900	0.05	市場内	処分	
平成29年12月26日	普通株式	250,300	0.49	市場内	処分	
平成29年12月27日	普通株式	140,000	0.28	市場内	処分	
平成29年12月28日	普通株式	150,000	0.30	市場内	処分	
平成29年12月29日	普通株式	255,000	0.50	市場内	処分	
平成30年1月4日	普通株式	239,700	0.47	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株券等の数は、当社が無限責任組合員を務めるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合およびウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合が保有する株券等の数であります。

提出者は、信越化学工業株式会社との間で、提出者が保有する発行者の新株予約権証券の一部行使により取得する発行者の普通株式12,000株を、平成24年11月15日を決済日として譲渡する旨の株式売買契約書を平成24年10月26日付で締結しました。平成24年11月15日に当該売買契約につき決済しました。

提出者及び発行者は投資契約により大要以下のとおり合意しています。

(1)発行者は、平成29年4月1日以降、直近10取引日における発行者の株式の出来高加重平均価格が発行者の第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」という。）に付された新株予約権の行使価額の130%超である場合に限り、行使価額の累計で15億円を上限として当該新株予約権の行使を提出者に指示できる。

(2)発行者の第14回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）のうち142個は、原則として、発行者が事業提携等に関する契約を締結した第三者に株式を譲渡する目的に限り本新株予約権を行使できる。

(3)本新株予約権のうち79個は、発行者は、原則として平成28年1月1日から平成28年12月31日まで、直近10取引日における発行者の株式の出来高加重平均価格が行使価額の130%超である場合に限り、本新株予約権の行使を提出者に指示できる。

(4)提出者は、発行者について組織再編行為、事業譲渡、倒産手続開始申立て、上場廃止、投資契約の重大な違反、公開買付に関する提出者の事前承諾のない発行者の意見表明、又は特別支配株主による株式等売渡請求があった場合に限り、平成30年10月8日まで、本社債の繰上償還及び本新株予約権の取得を発行者に請求できる。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	3,660,375
上記（Y）の内訳	組合員の出資金 平成26年4月1日、株式分割（1：100）により普通株式1,288,188株を取得。 平成26年4月1日、株式分割（1：100）により新株予約権付社債券1,909,980株を取得。 平成27年3月2日、新株予約権付社債券を権利行使。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	3,660,375

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地